

奈良県告示第五百五十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり検査を受けることを命ずる。

平成三十年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一 実施の目的、実施の対象となる家畜の種類及び範囲並びに検査の方法

病名	実施の目的	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	検査の方法
ヨーネ病	発生予防	乳用牛で発生予防上適当と認められたもの及び繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛	臨床検査、ヨーニン検査、予備的抗体検出法、リアルタイムPCR法及び補体結合反応検査
アカバネ病	発生予察	牛で発生予察上適当と認められたもの	臨床検査及び中和試験
アイノウイルス感染症	発生予察	牛で発生予察上適当と認められたもの	臨床検査及び中和試験
チュウザン病	発生予察	牛で発生予察上適当と認められたもの	臨床検査及び中和試験
イバラキ病	発生予察	牛で発生予察上適当と認められたもの	臨床検査及び中和試験
牛流行熱	発生予察	牛で発生予察上適当と認められたもの	臨床検査及び中和試験

腐蛆病	ひな白痢	ザ ンフルエン 病原性鳥イ ンフルエン	高病原性鳥 インフルエ ンザ及び低 病原性鳥イ ンフルエン	豚流行性下 痢	豚繁殖・呼 吸障害症候 群	オ―エスキ ―病	豚コレラ	馬伝染性貧 血
発生予防	発生予防		発生予察	発生予防	発生予防	発生予防	発生予察	発生予防
採蜜に供する蜜蜂で発	種鶏で発生予防上適当 と認められたもの		鶏で発生予察上適当と 認められたもの	豚で発生予防上適当と 認められたもの	豚で発生予防上適当と 認められたもの	豚及び飼育されている 猪で発生予防上適当と 認められたもの	豚で発生予察上適当と 認められたもの	輸入馬（肥育用馬を除 く。）で発生予防上適 当と認められたもの
肉眼的検査、脱脂乳による	臨床検査、急速凝集反応法、 剖検及び細菌学的検査		臨床検査、酵素免疫測定法、 寒天ゲル内沈降反応法及び ウイルス分離検査	臨床検査及び中和試験	臨床検査及び酵素免疫測定 法	臨床検査、ラテックス凝集 反応検査及び中和試験	臨床検査、酵素免疫測定法 及び中和試験	臨床検査及び寒天ゲル内沈 降反応検査

病名	実施する区域	実施の期日
ヨーネ病	県の全域	平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで
アカバネ病	県の全域	平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで
アイノウイルス感染症	県の全域	平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで
チュウザン病	県の全域	平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで
イバラキ病	県の全域	平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

二 実施する区域及び実施の期日

伝達性海綿状脳症（牛）	発生予防	牛で満四十八ヶ月齢以上で死亡したもの	臨床検査及び酵素免疫測定法	試験及び細菌学的検査
伝達性海綿状脳症（めん羊及び山羊）	発生予防	めん羊及び山羊で満十二ヶ月齢以上で死亡したもの	臨床検査、ウエスタンブロット法及び免疫組織化学的検査	生予防上適当と認められたもの

腐蛆病	県の全域	平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで
伝達性海綿状脳症（牛）	県の全域	平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで
伝達性海綿状脳症（めん羊及び山羊）	県の全域	平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

三 その他

詳細については、家畜保健衛生所長の指示による。